

討論内容

1. 条例制定の過程の中に、市民参加のガラス張りの討論ができるとうい。
2. 市民参加の規模が大きくても結論は出る。

例：障害者差別をなくす千葉県条例 2006/10/11 制定

3. コーディネーター役である行政 と 権力をもつ政治家 を生かす
4. 条例策定に向けての土台づくり（意識啓発） 市民公募 ワークショップ
5. 広く意見聴取ヒアリング 町内会など地域組織 市民団体 教育関係など
歴代男女共同参画担当職員への意見聴取
6. 制定過程を、男女共同参画社会づくりの第一歩とする。
策定委員会に託児 手話通訳など

上記の討論内容を踏まえて、豊川市に提言をすることになった（下記）

豊川市における男女共同参画条例策定委員会についての提言

豊川共生ネットみらいでは、平成19年6月より男女共同参画条例についての学習を重ねてまいりました。また、豊川市においては平成20年3月議会で男女共同参画条例を制定するとの発表があり、いよいよ現実化される運びと聞き及びました。

私たちの願いは、条例施行の暁には、現時点より条例が市民に身近なものになり、男女共同参画社会づくりに対する市民認識が高まっていることです。今できることは、そうした市民意識の土台をつくるために、条例の策定過程そのものを、男女共同参画社会づくりの民意を上げる絶好の啓発機会と捉えることが必要だと考えます。そこで、ガラス張りの討論の場が設定され議論を積み重ねられるように、策定委員会を従来の委員会とは異なる方式のものとしていただくことを、私たちは提言いたします。

私たちは、より実効性のある条例になるよう、さらに学習を深めるとともに市民啓発に努力するつもりです。

是非ご検討のほど、よろしく願いいたします。

提言

- 1、策定委員を人数制限なしで公募する
- 2、公募応募者の全員を策定委員とする
- 3、ワークショップ形式の策定委員会とする
- 4、託児付の策定委員会とする

平成20年5月29日

豊川共生ネットみらい

代表 富田靖子

条例制定までの流れ（5月29日現在） 条例案は生活活性課と行政課が作成

7月中旬第1回懇話会（条例案） 8月第2回懇話会（条例案） 8～9月末 パブリックコメント
9～10月末 パブリックコメントへの回答 11月第3回懇話会（条例最終案） 3月議会
2009年4月施行

男女共同参画条例（仮）を制定するにあたって、当課としましても市民参画の必要性は強く感じおります。条例素案作成後、パブリックコメント募集前に希望する団体に対して、説明会を開催しようと考えております。日程等はまだ未定ですが、決定次第通知を差しあげる予定ですので、よろしくお願い致します。（6月10日）